

平成30年7月豪雨等による被災農業法人等の従業員等の就業の場を確保するとともに、農業技術等を習得するための研修の実施を支援します。

被災農業者向け農の雇用事業

農業法人等が、被災した農業者等を新たに雇用する場合に支援

主な内容

農業法人等が被災農業者等を一時的に雇用して研修する場合に必要な経費を助成

・支援単価：年間最大120万円
(従業員一人あたり月額最大9万7千円、指導者の研修費年間最大12万円)

・支援期間：最長2年間

＜農業法人等の主な要件＞

- 1 概ね年間を通じて農業を営む事業体(農業法人、農業者、農業サービス事業体等)であること
- 2 被災農業者等と3ヶ月以上の雇用契約を締結すること
- 3 被災農業者等を農畜産物の生産や加工販売等の業務に従事させ、営農再開後の経営発展に必要な技術、経営力等を習得させるための実践的な研修を行えること
- 4 労働保険(雇用保険、労災保険)に加入すること
農業法人は社会保険(厚生年金保険、健康保険)に加入すること
- 5 本事業と重複する国による助成を受けていないこと

＜被災農業者等に関する主な要件＞

- 1 平成30年7月豪雨等の被災以降に農業法人等に採用された者であること
- 2 人・農地プランに位置づけられた者、もしくは位置づけられることが見込まれる者、又は農地中間管理機構から農地を借り受けている者、及びこれらに属する者であること
- 3 研修終了後に営農する意思を有する者であること

〔お問い合わせ先: 経営局 就農・女性課 (03-6744-2162)〕